

働きやすい環境を整えるために 企業が理解しておくべき

ハラスメント 問題

第1部

講演

ハラスメントに関する近時の法改正、
企業に対する助成制度について

宮城労働局 雇用環境・均等室

第2部

パネルディスカッション

弁護士が激論！「これって違法？」

仙台弁護士会 弁護士 都築 直哉

弁護士 布木 綾

弁護士 橋本 琢朗

弁護士 野口航太郎



弁護士に相談したい方は
こちらまで

近年、ハラスメント問題に関する法律が改正され、
中小企業にも、職場でのハラスメントを防止する努
力義務が課されました。

しかし、ハラスメント防止のためにどのような措
置を求められているのか、パワハラ、セクハラ、マ
タハラなど多様化するハラスメントについて、どの
ような行為が問題になるか、どうやって防げばよい
かなど、十分に整理できていない事業者の皆様も多
いのではないのでしょうか。

そこで、本セミナーでは、企業のハラスメント防
止対策を支援するために、宮城労働局より、近年の
法改正について解説して頂くとともに、各種の助成
制度についてご紹介いただきます。

また、ハラスメント問題に精通した弁護士により、
具体的な設例をふまえて、どのような行為がハラス
メントとして問題になるのか、近時の裁判例などを
ディスカッション形式で解説します。

本セミナーを通じて、従業員が働きやすい環境を
整えるために、ハラスメント問題の理解を深めてい
ただきたく存じますので、ぜひ、奮ってご参加ください。

2022

7/20 wed 水

参加費
無料

午後3時～午後5時

Web開催

ZOOM Webinar 利用予定

※お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット等から視聴
していただく形のセミナーになります。会場での開催ではあり
ませんので、ご注意ください。

申込方法：裏面に必要事項をご記入のうえ
FAXしていただくか、裏面記載の申し込み
フォームよりお申し込みください。開催
日が近づきましたら視聴方法をメールで
ご案内いたします。

ひまわりほっとダイヤルは
中小企業の
ほつを
サポートします。



全国共通専用ダイヤル 受付時間・平日(祝日を除く) 10:00～12:00/13:00～16:00

0570-001-240

スマートフォンは
こちらから

お近くの弁護士をご紹介します

※電話相談サービスではありません。

Webからもお申込みができます。

ひまわりほっとダイヤル

検索



お問い合わせ／仙台弁護士会 ☎ 022-223-1001

共催／仙台弁護士会・日本弁護士連合会

後援／中小企業庁・独立行政法人中小企業基盤整備機構・日本商工会議所・全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会・株式会社日本政策金融公庫・日本司法支援センター(法テラス)

中小企業支援強化月間(7月)中
初回面談相談30分無料

必要事項を記載のうえ、下記へお申し込みください。
開催日が近づきましたら視聴方法をメールでご案内いたします。(参加費無料)

仙台弁護士会中小企業法律支援窓口 (ひまわり中小企業センター)

FAX宛先 ➡ 022-726-2545

お名前 (ふりがな) (必須)
メールアドレス (必須)
ご所属・役職 (任意)
電話番号 (任意)

※セミナー視聴方法をお知らせするために、必ずメールアドレスをご記入ください。誤記などを防ぐため、できるだけ下記URLからお申し込みください。

※この文書または下記URLからご提供頂いた情報は、本セミナー参加のご案内、今後の同様の企画のご案内に利用するほか、仙台弁護士会及び日本弁護士連合会の業務改善などのために利用させていただくことがあります。

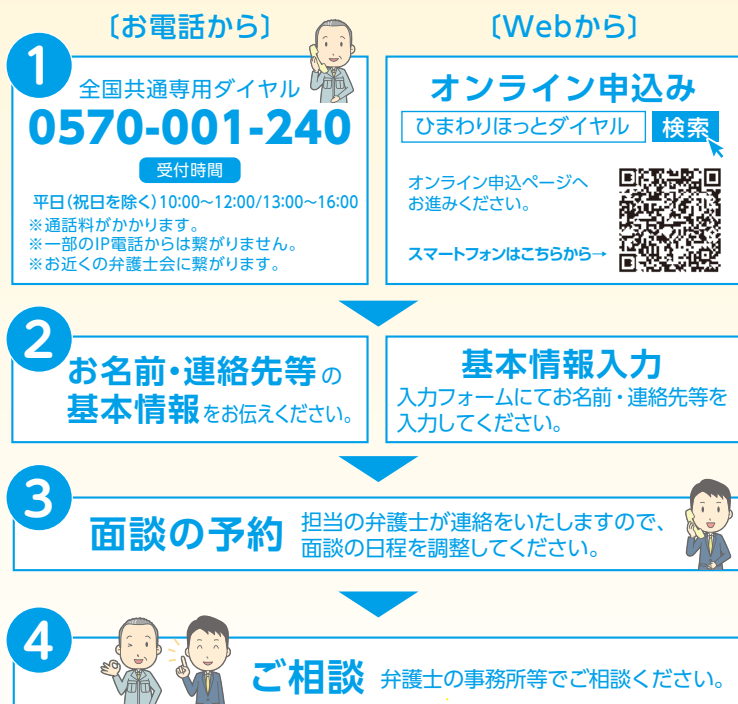
Webセミナーへのインターネットでのお申し込みはこちら！
右側QRコードからお申し込みください。

<https://forms.gle/bV8sBVAp86TfVypV9>



ひまわりほっとダイヤルのご利用についてはこちら

ひまわりほっとダイヤル 相談までの流れ



ひまわりほっとダイヤル **Q & A** ひまわりほっとダイヤルに寄せられる、よくあるご質問にお答えします。

Q どんな悩みでも弁護士と面談ができますか？

A 中小企業及び個人事業者の仕事上のお悩みであれば、どんなことでも受け付けています。

Q 弁護士と面談したら費用はいくらかかりますか？

A ひまわりほっとダイヤルでは、一部の地域を除き、**初回面談30分間に限り無料**です。初回面談30分間が有料の地域はWebからご確認ください。

Q 電話でどんなことを伝えればよいですか？

A 窓口には、社名、業種、相談者の氏名、住所、連絡先などの基本的な情報などをお伝えください。弁護士が直接折り返します。弁護士からの折り返し電話では、弁護士から質問された事項をお答えください。

Q 面談した弁護士に引き続き依頼はできますか？

A お話を伺って、弁護士が解決できることであれば、解決までお手伝いします。※別途費用がかかります。※相談内容の概要をお伺いした結果、他の窓口をご紹介することもあります。

初回相談30分無料

※一部の地域では初回面談30分の相談料が有料となっております。
※30分経過以降および2回目以降の相談料は、相談担当弁護士におたずねください。
※弁護士の指定はできません。